

## 茨木市産業振興アクションプラン推進委員会設置要綱

### (設置)

第1 茨木市産業振興アクションプランに位置付けた事業の実施効果の評価等を行うため、茨木市産業振興アクションプラン推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2 委員会は、次に掲げる事項について協議し、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 茨木市産業振興アクションプランに係る事業評価に関すること。
- (2) 茨木市産業活性化プロジェクト促進事業の評価に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、産業振興に関すること。

### (組織)

第3 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 市内事業者
- (3) 中小企業経営の専門家
- (4) 学識経験者
- (5) その他産業振興に関わる者

### (任期)

第4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長等)

第5 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

### (部会)

第7 委員会に、特別の事項に関する協議を分掌させるため、部会を置くことができる。

( 庶務 )

第 8 委員会の庶務は、産業環境部において処理する。

( 秘密の保持 )

第 9 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

( その他 )

第10 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から実施する。